

**宮城県議会議会改革推進会議
中間報告書**

平成 22 年 6 月
宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置づけ	1
2	議会改革推進会議の検討経緯	1
	(1) 検討事項の状況	1
	(2) 各検討事項の検討内容	2
	成果	2
	①検討事項1「常任委員会の機能強化(常任委員会委員任期の改正)」	2
	②検討事項8「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」	3
	③検討事項9「議会の方向性についての議長説明」	4
	方向性が示された検討事項	5
	①検討事項1「常任委員会の機能強化(常任委員会の所管の組み替え)」	5
	②検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」	6
	③検討事項12「予算審議の体制整備」	7
	次期推進会議の検討事項	7
3	終わりに	8
	資料1	9
	資料2	10
	資料3	11
	資料4	12

1 議会改革推進会議の位置づけ

議会改革推進会議は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第122条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置された。（資料1，資料2）

2 議会改革推進会議の検討経緯

（1）検討事項の状況

議会基本条例の具体化に向けて検討が必要な事項を、「常任委員会の機能強化」や「予算審議の体制整備」等の19項目に分類し、現状や検討事項の詳細について整理をし、検討着手時期をそれぞれ①早期実施項目（平成21年9月定例会での実施に向けて検討）、②中期検討項目（平成21年度内に検討に着手）、③長期検討項目（1年以内に検討に着手）の3つに分類した。（資料3）

議会改革推進会議では、19項目の検討事項のうち下記検討事項の具体的方向性を協議し、その協議結果を踏まえて代表者会議又は議会運営委員会で実施手続等を決定することとした。その結果、早期実施項目の検討事項8「傍聴環境の整備及び関係資料の配付等」及び検討事項9「議会の方向性についての議長説明（議長記者会見）」については、平成21年9月定例会より具体化が図られた。また、中期検討項目の検討事項1「常任委員会の機能強化」については平成22年2月定例会において条例を改正し、改正委員会条例が公布・施行されている。検討事項11「予算調製方針の説明と政策提言等」については、平成22年1月に試行として知事等より平成22年度予

算に係る予算調製方針等の説明がなされ、検討事項12「予算審議の体制整備」については、予算特別委員会の常任委員会化の方向性が示されるなど一定の成果を挙げた。(資料4)

●議会改革推進会議検討項目	
検討事項1	「常任委員会の機能強化」・・・・・・・・・・中期検討項目
検討事項2	「特別委員会の弾力的な設置」・・・・・・・・・・中期検討項目
検討事項6	「議会と県民及び市町村との意見交換」・・・・・・・・長期検討項目
検討事項8	「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」・・・・・・・・早期実施項目
検討事項9	「議会の方向性についての議長説明（議長記者会見）」・・早期実施項目
検討事項10	「議会(本会議)の会期設定」・・・・・・・・・・長期検討項目
検討事項11	「予算調製方針の説明と政策提言等」・・・・・・・・・・中期検討項目
検討事項12	「予算審議の体制整備」・・・・・・・・・・中期検討項目
検討事項17	「他都道府県議会との連携協力」・・・・・・・・・・長期検討項目
検討事項18	「附属機関等の委員の就任辞退について」・・・・・・・・長期検討項目

(2) 各検討事項の検討内容

成 果

① 検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）」

[検討根拠]

『議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。(議会基本条例第5条第3項)』

[検討内容]

常任委員会は、議会の案件についての予備的・専門的調査機能を有しており、専門化、高度化する執行部の事務を合理的かつ能率的に調査・審議する必要があるため、これまでの「選任の日（6月定例会）から翌年度6月定例会開会日前日」となってい

た委員任期を執行部の事業年度を考慮して改正することが求められたものである。

検討の結果、常任委員の任期は「選任の日（２月定例会）から翌年２月定例会閉会日」とし、平成２２年２月定例会で委員会条例を改正し、平成２２年６月定例会で選任される常任委員の任期から適用すること、また、議会運営委員会、特別委員会及び協議等の場の委員の任期についても常任委員の任期の改正に合わせて改正することについて議長に対し報告した。

※参 考

平成２１年１１月１６日	議会運営委員会決定
平成２２年 ３月１７日	委員会条例改正案を全会一致で可決
平成２２年 ３月２４日	改正委員会条例公布・施行

② 検討事項８「傍聴環境の整備及び関係資料の配布等」

【検討根拠】

『議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。（議会基本条例第１４条第２項）』

【検討内容】

議会の傍聴者から、議論の中身がよく分からないといった意見があり、本会議及び委員会傍聴者に配付している資料の見直しを行ったものである。

検討の結果、平成２１年９月定例会から、提出議案一覧表、定例会中の質問者全員分の質問要旨、執行部作成の議案概要を新たに配布すること、また、議案書等議員に配布されている資料一式についても、受付の机の上に配置し、傍聴者が自由に閲覧できることについて議長に対し報告した。

なお、傍聴環境をさらに改善するためには、議会側が傍聴者の意見・要望を吸い上げる必要があるとの意見があり、平成21年9月定例会から本会議の傍聴者を対象にアンケート調査を3回実施したところである。

③ 検討事項9「議会の方向性についての議長説明」

〔検討根拠〕

『議長は、議会を代表して、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにするよう努めるものとする。(議会基本条例第15条第2項)』

〔検討内容〕

地方分権が進展する中で、住民の代表としての議会の役割はますます重要性を増しており、議会としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営を行い、県民との情報共有を一層進めていくことが求められていた。

このための具体的な方策として、議長による定例の記者会見を想定し、当推進会議においては、他県の事例を参考にしながら、議長による記者会見の実施の可否について検討を行った。

検討の結果、各定例会閉会後に年4回程度、議長による定例の記者会見を実施すべきものとし、また、記者会見の発表項目としては、「①議長名で行う諸般の発表に関すること」、「②定例会における議案等の審議結果等に関すること」、「③県政の課題に関する議会の方針、その他重要事項に関すること」、「④議会活動全般の広報に関すること」、及び「⑤その他、県民に周知することが適当であること」の5項目とすること、記者会見の結果の公表については、記者会見の要旨及び発表資料を議会ホームページに掲載するとともに議会図書室で閲覧に供することについて議長に対し報告した。

※参 考

平成21年 9月29日	代表者会議決定
平成21年10月 5日	第1回議長記者会見 (平成21年 9月定例会)
平成21年12月16日	第2回議長記者会見 (平成21年11月定例会)
平成22年 3月17日	第3回議長記者会見 (平成22年 2月定例会)

方向性が示された検討事項

① 検討事項1「常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）」

〔検討根拠〕

『議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。(議会基本条例第5条第3項)』

〔検討内容〕

執行部の事務は、専門化、高度化するとともに、部局を超えての横断的な取り組みがなされており、そうした状況に応じた常任委員会の調査・審議のあり方が課題となっている。

検討の過程では、執行部組織の改編に係る意見や委員会数を現状の6つから7つにする意見、あるいは組み替えの必要はないとする意見など様々な意見が出された。

しかし、統一的な見解を見出すまでには至らず、今期の推進会議における方向性としては、当面現状の6常任委員会を継続しながら、部単位での組み替えについて、引き続き検討するという結論とした。

② 検討事項 1 1 「予算調製方針の説明と政策提言等」

〔検討根拠〕

『議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。(議会基本条例第 2 1 条第 1 項)』

〔検討内容〕

議会は執行部に対する監視機能を持つが、執行部の事業の根幹となる予算編成に関して議会として関与することが求められていた。

検討の過程で、平成 2 1 年度については、「予算調製方針の説明」を予算特別委員会で試行的に実施するものとし、執行部に対しては、「①国の予算の骨子と県事業への影響」、「②地方財政対策の概要」、「③平成 2 2 年度政策財政運営の基本方針」の 3 点について説明を求めることについて議長に対し報告した。

当検討項目については、当初予算調製方針等の調査について、次期推進会議において充実した内容となるよう平成 2 2 年度の実施に向けた具体的な方向性を決定した上で、実施に当たっての詳細は予算特別委員会で検討することが望ましいこと、その他の調査や政策提言の実施については次期推進会議において引き続き検討することという結論としたが、知事の専権とされている予算調製権と議会との関係の整理や執行部の予算編成スケジュールとの調整、議会として求める説明・報告内容や実施時期等について検討することが必要である。

※参 考

平成 2 2 年	1 月 1 5 日	予算特別委員会理事会決定
平成 2 2 年	1 月 2 0 日	予算特別委員会において平成 2 2 年度当初予算に係る予算調製方針等の説明(試行)の実施

③ 検討事項 12 「予算審議の体制整備」

[検討根拠]

『議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。(議会基本条例第21条第2項)』

[検討内容]

地方自治法の改正により複数の常任委員会への所属が可能となったこと、また、毎年設置されている予算特別委員会等を常任委員会化することにより審議の活性化を図ることが求められていた。

このため、予算特別委員会及び決算特別委員会の常任委員会化の必要性の有無と常任委員会化した場合の委員会の構成について検討を行った。

検討の結果、予算特別委員会を予算常任委員会とすること、決算特別委員会に関しては従来どおりとするという結論とした。

次期の議会改革推進会議において、予算常任委員会化の実施に向け、具体的な内容について引き続き検討していくこととなるが、分科会や所管事項、開催スケジュール等について検討することが必要である。

次期推進会議の検討事項

下記の検討事項については、今期推進会議において検討の着手に至らなかったため、次期推進会議において検討することとなった事項である。

- ① 検討事項 2 「特別委員会の弾力的な設置」
- ② 検討事項 6 「議会と県民及び市町村との意見交換」
- ③ 検討事項 10 「議会（本会議）の会期設定」
- ④ 検討事項 18 「附属機関等の委員の就任辞退について」
- ⑤ 検討事項 17 「他都道府県議会との連携協力」（※全国都道府県議会議長会，ブロック議長会等の動向を見ながら随時検討）

3 終わりに

地方自治のあり方が大きく変わろうとしている中で，議会は，地域のあるべき姿を主体的に模索していくことをこれまで以上に求められている。我々，宮城県議会議員一人一人がそのことを自覚し，さらなる議会改革を推進していく必要がある。

議会改革推進会議は平成21年7月10日の設置以降，11回の会議を開催し，議会基本条例の具体化に向け検討を重ねてきた。速やかに実施された検討事項がある一方で，一部試行の実施にとどまった事項，方向性が示されたものの最終的な結論にまで至らなかった事項及び着手に至らなかった事項があるが，これらの事項については，次期の議会改革推進会議に委ねることとする。

●宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名された日から翌年度の最初に招集される定例会の閉会の日の前日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

1 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

2 その他委員長が必要と認める事項

(議長への報告)

第七 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第八 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

1 開催日時及び場所

2 出席委員の氏名

3 議題及び議事の要旨

4 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第九 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

●宮城県議会議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎ 高橋長偉 千葉達 安藤俊威 安部孝 中山耕一 外崎浩子 細川雄一 佐々木幸士
改革みやぎ	○ 坂下康子 藤原のりすけ
社民党県議団	本多祐一朗
公明党県議団	伊藤和博
日本共産党宮城県会議員団	横田有史
21世紀クラブ	吉川寛康

※◎は委員長，○は副委員長

●宮城県議会基本条例の具体化に向けた検討事項

No.	事 項		今後検討すべき内容	検討主体		決定機関	時期
				議運	推進		
1	常任委員会の機能強化	5条3項	具体的方向性		○	議会運営委員会	中期検討
2	特別委員会の弾力的な設置	5条4項	具体的方向性		○	議会運営委員会	中期検討
3	参考人及び公聴会の制度の活用	12条1項	実施手続き	○		議会運営委員会	中期検討
4	請願に係る紹介議員又は請願者からの説明	12条2項	実施手続き	○		議会運営委員会	中期検討
5	請願の処理の経過及び結果の報告要求	12条3項	実施手続き	○		議会運営委員会	中期検討
6	議会と県民及び市町村との意見交換	12条4項	具体的方向性		○	代表者会議	長期検討
7	議案等に対する議員の賛否の公表	14条1項	実施手続き	○		議会運営委員会	早期実施
8	傍聴環境の整備及び関係資料の配布等	14条2項	実施手続き		○	—	早期実施
9	議会の方向性についての議長説明(議長記者会見)	15条2項	実施手続き		○	代表者会議	早期実施
10	議会(本会議)の会期設定	20条	具体的方向性		○	議会運営委員会	長期検討
11	予算調製方針の説明と政策提言等	21条1項	具体的方向性		○	議会運営委員会	中期検討
12	予算審議の体制整備	21条2項	具体的方向性		○	議会運営委員会	中期検討
13	専門的知見の活用	23条1項	実施手続き	○		議会運営委員会	中期検討
14	調査又は諮問のための機関の設置	23条2項	具体的方向性	—	—	—	必要案件発生時点
15	知事等の反問	25条	実施手続き	○		議会運営委員会	早期実施
16	知事等に対する資料請求等	26条	実施手続き	○		議会運営委員会	中期検討
17	他都道府県議会との連携協力	29条	具体的方向性		○	代表者会議	長期検討
18	附属機関等の委員の就任辞退について	報告書提言	具体的方向性		○	代表者会議	長期検討
19	議会の議決に付すべき契約の金額基準(予定価格5億円以上)の引き下げについて	報告書提言	具体的方向性	—	—	—	法改正時点

(備考)

H21.8作成

早期実施:9月定例会での実施に向けて検討
 中期検討:年度内に検討に着手
 長期検討:1年以内に検討に着手

●議会改革推進会議の検討経過

日付	検 討 項 目
平成 21 年 7 月 21 日 (火)	第 1 回議会改革推進会議 ○正副委員長の互選（高橋長偉委員長，坂下康子副委員長） ○条例内容の確認及び議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について
8 月 10 日 (月)	第 2 回議会改革推進会議 ○議会運営委員会との役割分担について ○条例の具体化について ・議案等に対する議員の賛否の公表 ・傍聴環境の整備及び関係資料の配布等 ・議長記者会見 ・知事等の反問
8 月 21 日 (金)	第 3 回議会改革推進会議 ○傍聴環境の整備及び関係資料の配布等について ○議長記者会見について ○常任委員会の機能強化について ○予算調整方針の説明と政策提言について ○今後の検討スケジュールについて
9 月 25 日 (金)	第 4 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
10 月 21 日 (水)	第 5 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会委員任期の改正）」について ○予算調製方針の説明と政策提言について
11 月 20 日 (金)	第 6 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
12 月 16 日 (水)	第 7 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
平成 22 年 1 月 13 日 (水)	第 8 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算調製方針の説明と政策提言について
3 月 4 日 (木)	第 9 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について ○議員間討議の活性化について
4 月 22 日 (木)	第 10 回議会改革推進会議 ○常任委員会の機能強化（常任委員会の所管の組み替え）について ○予算審議の体制整備について

日付	検 討 項 目
5月24日（月）	第11回議会改革推進会議 ○予算調製方針の説明と政策提言について ○予算審議の体制整備について ○中間報告書について